

京都市告示第424号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成28年11月25日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町，上賀茂畔勝町，上賀茂桜井町，上賀茂壺町口町，上賀茂前田町，上賀茂中山町，上賀茂大柳町，上賀茂音保瀬町，上賀茂本山，大宮東小野堀町，西賀茂大深町，西賀茂南今原町，西賀茂蟹ヶ坂町，西賀茂上庄田町，西賀茂樋ノ口町，西賀茂大道口町，西賀茂水垣町及び衣笠馬場町の各一部

京都市左京区下鴨南茶ノ木町，上高野仲町，上高野石田町，上高野深田町，一乗寺樋ノ口町，松ヶ崎小脇町，松ヶ崎壺町田町，松ヶ崎堂ノ上町，岩倉中河原町，岩倉南木野町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉村松町，岩倉北四ノ坪町，岩倉北桑原町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町，西野左義長町，音羽初田町，大宅五反畑町，栴辻草海道町，勸修寺西栗栖野町，勸修寺御所内町，勸修寺東出町及び西野山桜ノ馬場町の各一部

京都市南区吉祥院長田町，吉祥院嶋野間詰町，上鳥羽堀子町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽南中ノ坪町，久世上久世町，久世中久世町二丁目，久世殿城町，久世大藪町，久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦八反田町，太秦京ノ道町，嵯峨野嵯峨ノ段町，梅津北川町，嵯峨広沢北下馬野町，嵯峨広沢池下町，嵯峨新宮町，嵯峨大覚寺門前六道町及び北嵯峨北ノ段町の各一部

京都市西京区上桂北ノ口町，上桂北村町，桂久方町，桂河田町，桂市ノ前町，桂稻荷山町，川島調子町，川島野田町，下津林南中島町，牛ヶ瀬山柿町，樫原比恵田町，御陵南荒木町，松室河原町，山田北山田町及び大枝沓掛町の各一部

京都市伏見区桃山町和泉，醍醐上ノ山町，小栗栖中山田町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷大山町，竹田中島町，竹田中川原町，竹田藁屋町，下鳥羽南柳長町，横大路朱雀横大路天王前，横大路橋本，横大路長畑町，横大路千両松町，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖里ノ内，納所和泉屋，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師古川町，羽束師志水町及び淀新町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)